

# 第 69 回 監査・保証基準委員会有識者懇談会 次第

2024 年 8 月 2 日（金）14 時 00 分～14 時 50 分  
於：Microsoft Teams 会議（日本公認会計士協会 403 会議室）

## I 開 会

## II 議 事

### 1. 意見聴取

#### (1) IAASB の活動状況

- ① IAASB 2024 年 3 月ボード会議以降の活動状況
- ② サステナビリティ保証

### 2. 報告事項

- (1) 日本公認会計士協会における周知活動（資料配付）

## III 閉 会

以 上

## 配 付 資 料

No.	資 料
904	IAASB の活動状況－2024 年 3 月ボード会議以降の活動状況－
905	IAASB の活動状況－サステナビリティ保証－
906	日本公認会計士協会における周知活動

### 監査・保証基準委員会有識者懇談会 委員名簿

(2024 年 8 月 2 日現在)

(敬称略)

	氏 名	現 職
議長	堀 江 正 之	日本大学 商学部 特任教授
委員 (議長代行)	松 本 祥 尚	関西大学 会計専門職大学院 教授
委員	青 克 美	株式会社東京証券取引所 常務執行役員
委員	井 上 隆	一般社団法人日本経済団体連合会 専務理事
委員	今給黎 真 一	株式会社日立製作所 財務統括本部担当本部長
委員	片 山 一 夫	公益社団法人日本証券アナリスト協会 常務理事
委員	川 西 安 喜	企業会計基準委員会 委員長
委員	丸 山 誠 司	公益社団法人日本監査役協会 常任理事
委員	弥 永 真 生	明治大学 専門職大学院会計専門職研究科 専任教授
オブザーバー	犬 塚 誠 也	金融庁 企画市場局企業開示課 開示業務室長

以 上

# IAASBの活動状況

## － 2024年3月ボード会議以降の活動状況－

第69回 監査・保証基準委員会有識者懇談会

2024年8月2日

# 目次

---

- 1 IAASBのスケジュール（2023年～2025年）
- 2 2024年3月及び6月IAASBボード会議の主な議題
- 3 継続企業（ISA 570改訂）の概要
- 4 統合プロジェクトーリスク対応の概要
- 5 テクノロジー・ポジションの概要

# 1. IAASBの主なスケジュール（2023年～2025年）

プロジェクト名	2023年				2024年				2025年			
	3月	6月	9月	12月	3月	6月	9月	12月	3月	6月	9月	12月
サステナビリティ保証（ISSA 5000）		ED	→				承認	PIOB				
テクノロジー・ポジション					→			確定*1				
統合プロジェクトー監査証拠*2	→				→			休止				
統合プロジェクトーリスク対応*2					→			PP			ED	
継続企業（ISA 570）	ED	→						承認	PIOB			
不正（ISA 240）				ED	→				承認	PIOB		
上場企業及び PIE（社会的影響度の高い事業体）	トラック1	承認	PIOB									
	トラック2			ED	→			承認	PIOB			

PP：プロジェクト・プロポーザルの承認予定      ED：IAASBボードでの公開草案の承認予定      承認：IAASBボードでの最終承認予定

PIOB：公益監視委員会（PIOB）による最終承認予定

\*1：テクノロジーに関する見解（ポジション）を2024年中に確定予定

\*2：監査証拠のプロジェクトはリスク対応と合わせた統合プロジェクトの一部として対応されることになった。

## 2. IAASB 2024年3月及び6月ボード会議の主な議題

---

### 2024年3月ボード会議

- 開催日  
2024年3月18日～21日
- 主な議題
  - ▶ サステナビリティ保証
  - ▶ 統合プロジェクトーリスク対応
  - ▶ テクノロジー・ポジション

### 2024年6月ボード会議

- 開催日  
2024年6月18日～21日
- 主な議題
  - ▶ サステナビリティ保証
  - ▶ 継続企業
  - ▶ テクノロジー・ポジション

# 3. 継続企業 – ISA 570（6月ボード会議）

---

## ● プロジェクト概要

- ▶ 近年発生した様々な大型会計不正事件を受けて、一部の国では財務諸表監査における不正及び継続企業に関する監査人の役割及び責任について疑問が呈され、独自の対応が進められている。
- ▶ 2023年3月のボード会議にて国際監査基準（ISA）570（改訂）「継続企業」の公開草案が承認され、公開草案への意見募集が2023年8月まで行われた。

## ● 6月ボード会議での審議の概要

公開草案に対するコメントの概要説明とコメントに対する対応案について審議が行われた。例えば以下について、多くのコメントが寄せられた。

- ▶ 国際会計基準（IAS）第1号との整合性および国際会計基準審議会（IASB）との連携
- ▶ 継続企業の評価期間
- ▶ 監査報告書における継続企業の前提に関する結論の記載
- ▶ 上場企業の監査における監査報告書のコミュニケーションの強化

ISA 570（改訂）最終基準は、2024年12月のボード会議にて承認予定である。

## 4. 統合プロジェクトー監査証拠／リスク対応（3月ボード会議）

---

### ● プロジェクトの背景

- ▶ 2022年9月に公表したISA 500「監査証拠」改訂公開草案に対して、ISA 330「評価したリスクに対応する監査人の手続」及びISA 520「分析的手続」等も合わせて見直すべきではないか、という意見があったことに対応するため、IAASBは監査証拠とリスク対応の双方に対応する新たな統合プロジェクトを2024年3月から開始した。
- ▶ これにより、監査証拠関連は2024年3月以降一旦休止し、リスク対応が先行する。

### ● 3月ボード会議の主な内容

- ▶ ISA 330とISA 315（2019年改訂）「重要な虚偽表示リスクの識別と評価」の関係
- ▶ 評価した重要な虚偽表示リスクへの対応におけるテクノロジーの使用
- ▶ 内部統制に関する監査人の作業（work effort）の強化
- ▶ ISA 520 の範囲と明瞭性、監査手続の実施におけるテクノロジーの役割の高まりの認識



# 5. テクノロジー・ポジション（3月及び6月ボード会議）

---

## ● プロジェクト概要

- ▶ 「2024年から2027年の戦略及び作業計画」において、テクノロジーによる影響をIAASBの基準でどのように対処していくのかに関するIAASBの全体方針（テクノロジー・ポジション）を設定するため、2024年上期よりプロジェクトを開始することが明示された。

## ● 3月及び6月ボード会議での審議の概要

- ▶ 今後の活動指針となる「テクノロジー・ポジション・ステートメント」（以下、「ステートメント」）の文案が共有され、議論された。
- ▶ ステートメントの文案では、「IAASBは、基準設定及び関連する活動の実施の際、公共の利益のため、より一貫した高品質な業務の実施が達成されるように、テクノロジーが有する革新的な可能性を認識する」とされており、それを進めるために以下を含む原則が記載されている。
  - ◆ 業務実施者及び事務所によるイノベーションの尊重
  - ◆ テクノロジーを利用した手続の利用を妨げる、基準内の障壁の除去
  - ◆ 適用の柔軟性の確保
  - ◆ 個々の業務においてテクノロジーを利用した手続が必要かどうか判断するための要求事項の検討
- ▶ ステートメントは2024年9月に確定予定である

監査・保証基準委員会有識者懇談会

2024/8/2

配付資料No.905

# IAASBの活動状況 ーサステナビリティ保証ー

第69回 監査・保証基準委員会有識者懇談会

2024年8月2日



日本公認会計士協会

# 目次

---

- 1 ISSA 5000最終化に向けた動向
- 2 ISSA 5000公開草案からの主な変更点等  
(6月IAASB会議資料ベース)
- 3 今後の予定
- 4 ご意見をいただきたいこと

# 1. ISSA 5000最終化に向けた動向

---

## ● 公開草案からの変更

- ▶ 2023年8月に公表された国際サステナビリティ保証基準（ISSA）5000「サステナビリティ保証業務の一般的要求事項」（案）（以下「ED-5000」）に対して寄せられた143件のコメントや各地で実施されたアウトリーチの結果等を踏まえ、2024年3月及び6月の国際監査・保証基準審議会（IAASB）ボード会議では、**次頁（p.4）**の項目についてED-5000からの修正の方向性が議論された。

## ● IESBAとの連携

- ▶ 国際会計士倫理基準審議会（IESBA）では、サステナビリティ保証業務に関する国際倫理基準（国際独立性基準を含む。）等を改訂するプロジェクトが進行中であることから、IAASBとIESBAが連携してサステナビリティ保証業務に係る保証基準と倫理・独立性基準間の整合性等を確認している。そのため、ED-5000の一部項目はIESBAとの調整を反映し今後更新予定となっている。

## 2. ISSA 5000公開草案からの主な変更点等 **太字**項目は次頁以降参照

3月 IAASB会議で議論された事項	6月 IAASB会議で議論された事項
<b>ISSA 5000の適用範囲 (ISAE 3410との関係) (p.5)</b>	公共の利益対応
用語の定義 – 「サステナビリティ事項」、 「サステナビリティ情報」及び「開示情報」	保証業務の前提条件
<b>職業倫理規程及び品質マネジメント基準 (p.6)</b>	見積り、将来情報
重要性 (Materiality)	不正 (グリーンウォッシュを含む)
業務実施チーム、他の者の作業の利用、 グループ業務	<b>報告及びコミュニケーション (p.8)</b>
<b>限定的保証及び合理的保証 (p.7)</b>	
教育文書	

※ 2024年9月IAASB会議では、ISSA 5000の適用日について議論予定

# ISSA 5000の適用範囲（ISAE 3410との関係）

## ED-5000 の提案

- 温室効果ガス（GHG）報告に別個の保証業務の結論を表明する場合は、国際保証業務基準（ISAE）3410「温室効果ガス報告に対する保証業務」を適用し、それ以外のすべてのサステナビリティ保証業務にISSA 5000を適用する。

## コメントレターの概要

- 適用範囲が明瞭ではないため追加ガイダンスが必要。
- ED-5000とISAE 3410で限定的保証業務の重要な虚偽表示リスクの評価アプローチに差異がある中、結論の表明の仕方によって異なる手続を実施することに違和感あり。
- ISAE 3410はISSAシリーズに統合するか、若しくはISAE 3410の要求事項及びガイダンスをISSA 5000に取り込むべき。

## コメント等を踏まえたIAASBの対応

- サステナビリティ情報に対する**全ての保証業務**に対して、（GHG関連情報に対して別個の結論を表明するかどうかに関わらず）ISSA 5000を適用する。
- ISAE 3410の要求事項がISSA 5000で対応されているかどうか再度確認する。
- 限定的保証業務における重要な虚偽表示リスクの評価アプローチの差異は、ISAE 3410に合わせるようにED-5000を修正することで解消する。

# 職業倫理規程及び品質マネジメント基準

## ED-5000 の提案

- ISSA 5000は以下の前提に基づいている。(第5項)
  - a. 業務チームの構成員及び審査担当者は、保証業務に関連する**IESBA倫理規程\*若しくはそれらを少なくとも満たす**その他の職業専門家としての要求事項又は法令等の要求事項の適用対象になっている。
  - b. 業務実施者は、**ISQM 1\*\*若しくはそれらを少なくとも満たす**その他の職業専門家としての要求事項又は法令等の要求事項の適用対象になっているファームの構成員である。

## コメントレターの要約

- 強固な倫理及び品質マネジメントの要求事項に対する支持あり。
- 「少なくとも満たす (at least as demanding)」に対する追加ガイダンスが必要。

\* IESBA「職業会計士のための国際倫理規程（国際独立性基準を含む。）」

\*\* 国際品質マネジメント基準 1「財務諸表の監査若しくはレビュー又はその他の保証若しくは関連サービス業務を行う事務所の品質マネジメント」

## コメント等を踏まえたIAASBの対応

- 品質マネジメントに関する「少なくとも満たす」の明確化（誰が判断するか）の必要性に同意。
- 当局及び基準設定主体の中心的役割を認識し、品質管理に係る要求事項のヒエラルキー（優先順位）を以下のとおり明確化。
  1. ISQM 1 を適用
  2. 適切な**当局等**が「少なくとも満たす」と決定（determine）した規定
  3. ~~上記2つが該当しない場合、適用する品質管理の規定がISQM 1を少なくとも満たすと**業務実施者**が判断→6月ボード会議で3を削除~~

※倫理規程についても上記品質マネジメントと同様になるように調整

# 限定的保証及び合理的保証

## ED-5000 の提案

- 限定的保証と合理的保証の手続差異が分かりやすいように表形式で並記。
- 事業体の内部統制システムの理解
  - ▶ 限定的保証－3要素（統制環境、リスク評価プロセスの結果、情報システムと伝達）
  - ▶ 合理的保証－5要素（統制環境、リスク評価プロセス、情報システムと伝達、監視活動、統制活動）
- 重要な虚偽表示リスクの識別と評価
  - ▶ 限定的保証－重要な虚偽表示が生じやすい開示情報の識別
  - ▶ 合理的保証－アサーション・レベルで識別と評価

## コメントレターの概要

- 内部統制システムの理解に関する要求事項に対しては多様な見解あり。
- 限定的保証と合理的保証の差異（例：リスク評価のアプローチ）に関してはさらなる明確化が必要。

## コメント等を踏まえたIAASBの対応

- 内部統制の各構成要素について限定的保証と合理的保証の手続を表形式で示すことを維持。
- 事業体の内部統制システムの理解の範囲の修正－限定的保証の3要素に「監視活動の結果」を追加
- 内部統制の理解のための手続を明確化
  - ▶ 限定的保証→質問
  - ▶ 合理的保証→質問及び他の手続
- リスク評価のアプローチの明確化－**限定的保証業務では開示情報レベル、合理的保証業務では、アサーション・レベル**で重要な虚偽表示リスクの識別と評価を行う。（限定的保証業務に関してはISAE 3410と整合するように修正）
- 経営者による内部統制の無効化リスクに関して、合理的保証業務において実施すべき手続を追加（第110AR項及び第135AAR項）。



# 報告及びコミュニケーション

## ED-5000 の提案

- 限定的保証業務の保証報告書において、「実施した作業の要約」を記載する。合理的保証業務は不要。
- 監査報告書の**KAM**に相当する、Key Sustainability Assurance Matters (**KSAM**)を要求しない。

## コメントレターの概要

- 限定的保証業務についてのみ「実施した作業の要約」を記載すると、合理的保証より限定的保証のほうが手厚い手続を実施しているという誤解を与えかねない。
- 「その他の記載内容」に関する業務実施者の責任に係る要求事項は実務上困難との指摘もあり。
- 法令等で禁止されていない限り、財務諸表の監査人とのコミュニケーションをサステナビリティ保証業務実施者に要求してはどうか。

## コメント等を踏まえたIAASBの対応

- 限定的保証業務についてのみ「実施した作業の要約」の記載を要求することは変更しない。サステナビリティ事項には様々なものが含まれ、実施する手続の種類、時期及び範囲は、当該業務において利用者にとって意味のある保証水準が何かにより様々となる。従って、手続の要約を保証報告書に記載することが、限定的保証における作業内容を利用者に伝えるために最も適切である。
- KSAMは要求しない。将来、ISSA 5000適用後レビューの際に改めて見直す。
- 業務実施者が、「その他の記載内容」に重要な虚偽表示があると結論付け、ガバナンスに責任を有する者（TCWG）とコミュニケーションをした後も修正されず、当該事項が財務諸表に関連する場合、事業体の**財務諸表の監査人とコミュニケーション**しなければならないという**条件付要求事項**を新設。
- 限定的保証業務と合理的保証業務の両方について、**不正や違法行為の疑い**が生じた場合は、法令等で禁止されている場合を除き、適切なレベルの経営者、及び適切な場合はTCWGと協議しなければならない旨の要求事項を追加。

### 3. 今後の予定

6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
<b>IESBAとの調整</b>						
<b>ボード会議</b>	<b>ED-5000の見直し</b> 最終基準の設定及び適用ガイダンスの文案作成を継続					<b>PIOB承認</b> ISSA 5000公表 (12月迄)
			<b>ボード会議</b> 最終基準案全体の通読及びISSA 5000の承認	<b>適用ガイダンスの最終化</b> ISSA 5000の内容を反映し、回答者から指摘された主要事項に対処することを主眼とした <b>適用ガイダンス</b> の最終化		

ISSA 5000 最終基準及び結論の根拠と初度適用ガイド、ファクト・シートは同時に公表予定

(出典：2024年6月IAASB会議 セッション2 投影資料)

# (参考) 作成予定の適用ガイダンス (6月ボード会議投影資料より)

ISSA 5000に準拠した保証業務の実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>品質マネジメント</li> <li>倫理</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>資源、適性及び能力</li> <li>不正</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>文書化</li> <li>コミュニケーション</li> </ul>
業務の新規契約と更新	<ul style="list-style-type: none"> <li>保証業務の前提条件</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>契約条件</li> </ul>	
他の者の業務の利用	<ul style="list-style-type: none"> <li>他の保証業務実施者 (Another Practitioner)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>グループ</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>バリューチェーン</li> </ul>
計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>証拠</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>戦略及び計画</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>重要性</li> </ul>
リスク評価	<ul style="list-style-type: none"> <li>手続の立案と実施</li> <li>全体的対応</li> <li>内部統制の運用評価</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>理解：サステナビリティ事項、サステナビリティ情報、規準 (criteria)、事業体及びその環境、内部統制の構成要素</li> </ul>	
リスク対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>手続の立案</li> <li>全般的な対応</li> <li>内部統制の運用評価手続</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>実証手続</li> <li>分析的手続</li> <li>サンプリング</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>見積り</li> <li>将来情報</li> </ul>
結論の形成	<ul style="list-style-type: none"> <li>識別した虚偽表示の集約と検討</li> <li>適用する規準の評価及び記述</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>後発事象</li> <li>経営者確認書</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>その他の記載内容</li> <li>保証の結論形成</li> </ul>
報告	<ul style="list-style-type: none"> <li>その他の報告責任</li> <li>無限定／強調事項区分、その他の事項区分、限定付結論</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>その他の記載内容</li> <li>比較情報</li> </ul>	
付録	<ul style="list-style-type: none"> <li>温室効果ガスガイダンス及び事例</li> </ul>		

## 4. ご意見をいただきたいこと

---



- 2024年9月IAASBボード会議でISSA 5000最終基準が承認される予定であることを踏まえて、今後協会として留意すべき事項はあるか。
- ISSA 5000を補完するガイダンスが必要な領域には、どのようなものが考えられるか。（「作成予定のガイダンス」(p.10)参照）

# 日本公認会計士協会における周知活動

監査・保証基準委員会有識者懇談会

2024/8/2

配付資料No.906

## IAASB関係

- ▶ [10分でわかる！2024年3月ボード会議](#)

## サステナビリティ関係

- ▶ [サステナビリティ特設ページ](#)
  - ◆ [サステナビリティ情報開示](#)
  - ◆ [サステナビリティ能力開発](#)
  - ◆ [サステナビリティ保証](#)



- ▶ [【Sustainability Assurance Insights Vol. 5】今さら聞けない！？サステナビリティ保証とは](#)

## 四半期開示制度の見直し関係

- ▶ [四半期開示制度の見直し特設ページ](#)
  - ◆ [四半期開示制度の見直しに関するパネルディスカッション](#)（アーカイブ配信期限：2027年3月31日）



JICPA\_監査・保証関連情報 ([@jicpa\\_audit](#))

●● 信頼の力を未来へ  
jicpa

 日本公認会計士協会